

へい殺畜等手当金等交付規程等の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>一般試験法</p> <p style="text-align: center;">迷入ウイルス否定試験法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 試験方法</p> <p>2.1～2.3 (略)</p> <p>2.4 牛由来細胞接種試験</p> <p>2.4.1 (略)</p> <p>2.4.2 牛精巣培養細胞接種試験</p> <p>2.4.2.1 試験法</p> <p>牛精巣継代細胞を用いる。</p> <p>試料2mLを、1mLにつき20cm²以上の培養細胞に接種し、34～36℃で5日間培養し、CPEの有無を観察した後、細胞を10本の小試験管に継代し、5日間培養し、CPEの有無を観察する。培養液を除き、1mL中約10⁵ TCID₅₀の<u>牛ウイルス性下痢ウイルスNose株</u>を含む維持用培養液0.5mLをそれぞれに加え、34～36℃で7日間回転培養し、CPEの有無を観察する。</p> <p>2.4.2.2 判定</p> <p>観察期間中、<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>接種前の培養細胞にCPEを認めず、接種後の培養細胞にCPEを認めたときは、この試験に適合とする。</p> <p>2.5～2.7 (略)</p> <p>2.8 動物接種試験</p> <p>2.8.1 牛又は羊接種試験</p> <p>2.8.1.1 <u>牛伝染性リンパ腫ウイルス</u>否定試験</p> <p>2.8.1.1.1 試験法</p> <p>体重 100 ～ 200kg の健康な牛又は体重 30 ～ 50kg の健康な羊を用いる。</p> <p>試料 10mL を1頭の牛又は羊の筋肉内に注射し、2及び3か月目に採血して得た血</p>	<p>一般試験法</p> <p style="text-align: center;">迷入ウイルス否定試験法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 試験方法</p> <p>2.1～2.3 (略)</p> <p>2.4 牛由来細胞接種試験</p> <p>2.4.1 (略)</p> <p>2.4.2 牛精巣培養細胞接種試験</p> <p>2.4.2.1 試験法</p> <p>牛精巣継代細胞を用いる。</p> <p>試料2mLを、1mLにつき20cm²以上の培養細胞に接種し、34～36℃で5日間培養し、CPEの有無を観察した後、細胞を10本の小試験管に継代し、5日間培養し、CPEの有無を観察する。培養液を除き、1mL中約10⁵ TCID₅₀の<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルスNose株</u>を含む維持用培養液0.5mLをそれぞれに加え、34～36℃で7日間回転培養し、CPEの有無を観察する。</p> <p>2.4.2.2 判定</p> <p>観察期間中、<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u>接種前の培養細胞にCPEを認めず、接種後の培養細胞にCPEを認めたときは、この試験に適合とする。</p> <p>2.5～2.7 (略)</p> <p>2.8 動物接種試験</p> <p>2.8.1 牛又は羊接種試験</p> <p>2.8.1.1 <u>牛白血病ウイルス</u>否定試験</p> <p>2.8.1.1.1 試験法</p> <p>体重 100 ～ 200kg の健康な牛又は体重 30 ～ 50kg の健康な羊を用いる。</p> <p>試料 10mL を1頭の牛又は羊の筋肉内に注射し、2及び3か月目に採血して得た血</p>

清について、受身赤血球凝集反応、酵素抗体反応又は寒天ゲル内沈降反応により牛伝染性リンパ腫ウイルス抗体の検出を行う。

2.8.1.1.2 判定

牛伝染性リンパ腫ウイルスに対する抗体を認めないとき、この試験に適合とする。

(略)

清について、受身赤血球凝集反応、酵素抗体反応又は寒天ゲル内沈降反応により牛白血病ウイルス抗体の検出を行う。

2.8.1.1.2 判定

牛白血病ウイルスに対する抗体を認めないとき、この試験に適合とする。

(略)